

2月度生涯研

審美修復、マイクロスコープ治療学

南氏 臨床例を示し治療のポイントを説明



実践的な治療のポイントを話す南氏(右)と、質問する参加者(左) = 2月25日、M&Dホール

協会歯科臨床学術学会部は、南昌宏氏(北区)を講師に「ミニマルインターベンション」に基づく修復治療の最先端をテーマに生涯研講座を2月25日、M&Dホールで開催し、歯科医師ら104人が参加した。

南氏は、2006年5月の日本歯科医師会雑誌掲載の「MI(ミニマルインターベンション)」に基づく修復治療の最先端、白歯審美修復の選択基準の内容を中心に、主研究テーマである審美修復、マイクロスコープ治療について講演された。ミニマルインターベンション(MI)の概念に基づくコンポジットレジン

と、ポーセレンによる前歯及び臼歯の歯質を可及的に保存する治療は、単に審美修復のみならず、次々歯による歯牙の喪失を回避する上で有効である。これを行う上で、マイクロスコープをはじめとする拡大装置の使用は必須である。マイクロスコープでは拡大鏡に比べ焦点深度が深くなるため使用しやすい物となっている。審美修復においては、その色の評価が重要となる。日本人では7割がAのシェードである。CAD/CAMによるポーセレン修復では、技術の進歩は目覚ましいものがある。南歯科医院で使用し

ている「セレック3」のシステムでは、「セレック2」に比べ使い勝手は

向上しており、実用域に達している。同氏は、多くの臨床例を示しながら、実践的な治療上のポイントを紹介された。(池田市・近藤正)

大阪社保協 第17回総会

格差問題の解決が命題 負担軽減法の学習会などを提起



あいさつする井上会長 = 3日、M&Dホール

寺内順子事務局長は、西成区で地域社保協(会長・小澤力)の協賛で、自治体キャラバン行動には

延べ1200人とかつてない参加者であったと、活動のまとめを報告した。方針提案で寺内氏は、「格差問題はまさに貧困問題であり、その解決は社保協運動の命題である」と述べ、社会保障運動はまさに構造改革の対抗軸になり得る、生活保護・全国一律最低賃金・最低保障年金を統一した運動として、税・国保・介護保険を一つのものとしてとらえ、住民税の定率減税撤廃で国保・介護保険料などの負担増がまともや押し寄せる6・7月に向け大きな運動を取り組むことなどを提起した。

内での負担軽減などを知らせる活動にも取り組む。また、乳幼児医療費助成制度の対象年齢の引き上げを求めて、大阪府内で最低レベルでも「就学前」としながら、当面小学校3年生までを目標とする「無料制度」の復活を運動していくことを提起した。地域社保協や団体から11人が発言した。歯科協会からは診療報酬改定で進む医療改善、堺社保協は国保・介護の保険料引き下げ署名運動、淀川

茨木市 国保料引き下げ提案 住民の運動が市を動かす

高過ぎる国保料で滞納者が急増し差し押さえが大幅に増えている茨木市で同市長は2月22日、国保料引き下げ方針を議会各派に説明した。市長が引き下げ提案をした背景には、商工団体や市民団体が「国保制度をよくする茨木連絡会」を昨年12月に結成、署名や宣伝に取り組んだ運動が市を動かした。これまでに署名数は、有権者の1割を超える2万5000筆を突破している。引き下げは所得割だけでなく、逆進性が強い平等割・均等割も下げられる。限度額は据え置かれる。

(表) 国保料の引き下げ

	06年	07年
所得割	8.71%	→ 8.26%
平等割	26640円	→ 25320円
均等割	34440円	→ 33960円
限度額	53万円	→ 53万円

各派に説明した。市長が引き下げ提案をした背景には、商工団体や市民団体が「国保制度をよくする茨木連絡会」を昨年12月に結成、署名や宣伝に取り組んだ運動が市を動かした。これまでに署名数は、有権者の1割を超える2万5000筆を突破している。引き下げは所得割だけでなく、逆進性が強い平等割・均等割も下げられる。限度額は据え置かれる。

危機管理

弁護士・関西大学法科大学院教授 若松 陽子

医療紛争が多発している。原因は様々な要因が考えられるが、価値観の変化と信頼関係の破壊が大きいといえよう。また、医療に対する考え方の自己決定権を中心とする変化、それを支える情報の流通も一方の大きな要因となっている。

しかし関係ではない。したがって、紛争の初期の段階で誠実かつ的確に対処することによって、大きな紛争となることを予防することも可能である。中途半端に隠し立てすることは、かえって紛争を拡大することにつながる。

歯科医師と患者は、互いに病気の治療による回復をめざして協力しあう関係であって、本来対立

医療トラブルすなわち医療紛争とは、医療側と患者とのトラブルをいう。医療紛争のうち悪し



多発する医療紛争

説明義務違反で慰謝料支払い

き結果が生じた場合を医療事故という。医療側にミスすなわち過失がある場合を医療過誤という。

医療トラブルのうち、誤解に基づくものは話し合いが大切であるが、担

当の歯科医師では感情的にこじれてしまい冷静な話し合いができないときは、信頼できる第三者の

歯科医師に意見を述べてもらうのも一つの方法である。それでも理解が得

られないときは、医療側にミスがないのであるから静観し、感情が落ち着くのを待つことも選択肢の中に入れてみて頂きたい。

歯科医師に法的な義務

は、治療が可能な設備やスタッフの整った病院に転送する義務がある。

自分の医院で治療をする際に重要な義務は、患者に対する説明義務である。患者には自分が治療

を受けるか否かにつき自己決定権がある。医師は、その患者の自己決定権を有効に行使できるように、必要とされる治療につき説明する義務がある。いわゆるインフォームドコンセントである。

最近では、治療について過誤はないが説明義務が果たされていないかっ

た、として訴訟が起きている。説明義務違反に対しては、慰謝料を支払わなければならない。個人情報保護法の施行で情報に対する慎重な取り扱いが一般社会においても行き渡りつつある

が、元々医師・歯科医師には刑法上の守秘義務(刑法134条)がある。患者の医療情報は、様々な個人情報の中で最も重要な情報であると位置づけられるからである。患者にとって、カルテなどの診療録は自己情報になるので、開示請求がなされれば、所定の手続きに則り開示しなければなら

医療・歯科・協同組合合同  
協会親睦ゴルフコンペ

4月30日(月・祝)  
AM8時30分 O.U.T.同時スタート

ゴルフクラブ四条畷  
(四條畷市下田原2353 阪神高速道路森小路ICより15分)

家族・従業員の参加歓迎!!

※参加ご希望の方は、4月9日(月)までに  
歯科協会事務局 ☎06-1656817731  
伊藤、または協同組合事務局 ☎06-1656812741・湯浅までお申し込みください。